

障害者福祉施策をめぐる動向と課題

藺 部 英 夫



一 すべては「財政」最後の障害者部会

日比谷公園に面した厚生労働省は、見上げると巨大な墓標に見える。その会議室で、第二四回社会保障審議会障害者部会が一月二五日に開かれた。効きすぎる暖房と空調の悪い会議室の傍聴席で「最後の会合」をメモした。それぞれ約二時間余の会合で、ほとんどが厚生労働省の提案説明にさかれ、議論を成立させようとしなかった座長・京極高宣日本社会事業大学学長は、「戦後改革はこれからで介護保険もこれから、財政的裏付けがないとこれも破綻する」「議論はまだ進んでいく。これで終わりではなく、さまざまな基準も議論いたたく」と不気味な最後のまとめをしていた。

二 巨大戦艦を車いすが止めた ホームヘルプ上限阻止

トピックは二〇〇三年一月。四月から実施される支援費制度で、ホームヘルプ利用時間枠を実質的に制限する国の動きが明らかになった。利用時間を一日四時間(月一二〇時間)にするという。これは二四時間の介助を必要とする重度障害者には、日常生活そのものがなりたたなくなることを意味する。これに対する障害者団体の動きは機敏だった。

「朝四時に出てきました。通勤ラッシュで電動車いすでの移動はたいへんだったけど、生活かかっているから、命かかっているから、負けられない」。

問題が明らかになってから六日目の一六日、「緊急の集い」が呼びかけられ、開会の一時前には厚労省ロビーはすでに一〇〇人を越え、続々とひとが続いた。

「選べる福祉をといておいて、ホームヘルプには利用制限、地域支援センターは一般財源化というのはどう見ても不合理。それを突然一方的に発表する。どうしても納得できない」

「集い」参加者は一二〇〇人を越え、葉害エイズ問題以来、最大規模の抗議行動が厚労省の内(写真)と外で続いた。

しかし、厚労省の強固な基本的姿勢は変わらない。ところがインターネットもフル活用して障害者自らが怒りの情報を交流しあい、東京や大阪など二〇を越える自治体からも「緊

三 支援費破綻、介護保険統合は必然?

急要請」が届けられた。自民、民主、共産、社民の国会議員も動きはじめた。マスコミはこれを大きく報道し、「障害者の声を聞け」と大新聞も社説した。障害者の小さな声が大きな絆となり、世論を興した。情勢は変わった。そして、二八日、「巨大戦艦を車いすが止めた」といわれた勝利集会をかちとったのだ。思えば、これがはじまりだった。

その後、障害福祉課長や企画課長は続々と交代。障害者(児)の地域生活支援の在り方に関する検討会も何度も開かれた。しかし、年の暮れ、ホームヘルプ関連で五〇億円、居宅支援費で一〇〇億円の不足が明らかになる。障害福祉課は「単価基準の見直し(削減)」を打ち出し、これに対して障害者団体は統一して、見直しの白紙撤回を強く要望。課長は「申し訳なかった」「事業は現状を当面維持する」と述べた。ところが翌年度も財源不足は続く。

明けて二〇〇四年一月。翌年の改正がせまった介護保険に關して、社会保障審議会の介護保険部会と障害者部会(前述)の両方で「統合問題」が審議開始される。同時期、障害保健福祉部長からの「支援費制度の成果を評価したうえで、今後永く前進させていくための方法として、介護保険と支援費制度の関係について検討を進めていきたい」との要請を

受け、障害者団体は厚労省との勉強会を一月末から三月にかけ六回持った。四月三〇日には都内で厚労省との公開対話集也会も企画し、六〇〇人が集った。

こうしたなかで、日本障害者協議会（JD）などの一貫した主張は、「問題を支援費制度の介護保険への統合に矮小化させることなく、所得保障や扶養義務の見直し（給付単位の見直し）をはじめ、雇用就労環境の改善、住宅の整備等、障害者施策全体の見直し」である。

結論的には、二〇〇六年四月の介護保険への統合は破綻（先送り？）する。「介護保険統合は必然」といち早く表明する団体の動きもあり、障害者団体全体の意見がまとまらなかつたこととともに、最大の理由は、財界による拒絶だった。すなわち、介護保険制度の「見直し」の根本は、介護保険を「持続可能な制度」にするための、「給付の抑制」「被保険者の拡大」「利用料の増額」であり、障害者の統合は「被保険者拡大」のための「道具」であったようだ。

四 突然の「グランドデザイン」登場

「月替わりのメニュー」のように、メニューそのものが突然変わる。障害者団体が求めていたのは「財源論的な観点からの表層的な提言、場当りの政策変更ではなく、時間をかけながら関係団体との合意を図りつつ、しっかりとした理念と

データに基づいた真の改革」であった。

そこに一〇月。まさに突然に、「改革のグランドデザイン案」が提示される。それは、障害種別の格差、縦割り制度からの転換、施設単位から個人単位への支払い方式への転換、施設体系の見直しなど、長年の課題を解決する積極的な側面を持つものであった。しかし、年が明け新法が姿を見せ始めると、「大きな名前をつけすぎた。勇み足で言ってしまった」（厚労省幹部）といわれるように、輝きを急速に失っていく（詳細は、峰島・白沢・多田編「障害者福祉制度改革 なにが問題か」全障研出版部、四月刊行を参照）。

五 猛烈な負担増強いる「障害者自立支援法」案

さて、全貌が明らかになった新法・「障害者自立支援法」案は、二月一〇日、閣議決定された。五月中頃から六月に国会で議論される予定だ。改正のともなう関係法律は、社会福祉法をはじめ身体障害者福祉法や知的障害者福祉法、精神保健福祉法等、三七法律五七条項におよび、まさに戦後最大の改革となる。大まかにいえば、①介護保険の基準に支援費をあわせる、②原則一割負担（応益負担）、③給食費は実費負担、④施設制度改革として、障害種別をこえて一本化し、従来の「通所授産」施設をなくす、⑤「市町村障害者計画」の義務化だ。福祉の窓口が身近な市町村になることは歓迎され

るものの、結果として、ますます国は果たすべき責任をのがれていくことになる。具体的に、今年の一〇月からは、障害者の公費負担医療は一割負担が実施され、来年一月から入所施設での食費は実費にと、一〇月から制度ががりとかかわることになるのである。

障害者年金は、現在、二級で月額六六二〇八円（ほとんどが二級だ）、一級ですら月額八二七五八円に過ぎない（北欧では同年齢の市民と同額か、それ以上が支給されている）。そこから負担上限は四万二〇〇〇円（低所得は負担上限一万五〇〇〇円〜二万四六〇〇円）、さらにグループホームで生活し、通所施設に通う知的障害者は、「応益負担」とともに、通所施設における食費も負担。入所施設にいる身体障害者は、食費も含めて、月六万円を越える。本人が払えなければ「扶養義務者」同一世帯のきょうだい、子」が徴収の対象となる（親はさすがに外したようだ）。

以上が現在進行形の状況である。事態はじつに深刻だ。

六 地域での連帯と国際的運動に希望

二月二〇日の日曜の朝、私の住む東京の小さな町で、市内の、障害乳幼児期から学齢、成人期の子どものいるお母さんお父さんなど二十数人が図書館会議室に集った。目的は国の新法と市の新しい福祉計画の学習。いずれも内容を知るや即

行動に移り、市の担当者をよんで福祉計画の説明会を開かせるとともに、「私たち自身もっと情報交換し、連帯しなければ」と市障害児者関係者連絡会を立ち上げるといふ。顔の見える地域での怒りと連帯は本物だ。今、こうした地域での小さなとりくみが各地に広がりつつある。

一方、国連では障害者権利条約策定にむけて、第五回特別委員会が一月にニューヨークで開催された。画期的なことは、これにわが国の障害者団体は代表を派遣し続け、日本政府代表団にNGOとして二人を送っている。国内においては、外務省を軸に、内閣府、厚労省、文科省、法務省など関係する各省庁とNGO（日本障害フォーラム・JDF、昨年秋季に結成）と二年にわたり懇談会をつづけている。障害者権利条約の策定とともに日本政府の批准、国内法の改正が迫られることとなる。

障害者の権利を守り、発展させることが、すべての人びとの幸福につながるため、運動の輪をさらに広げていきたい。

（そのべ・ひでお）全国障害者問題研究会事務局長、日本障害者協議会理事

ー ジ

・ 日本障害者協議会（JD）支援費の介護保険統合を考えるへ

<http://www.normanet.ne.jp/~jadh/jdnews2004>

・ 障害者権利条約を考えるページ

<http://www.nginet.or.jp/box/UN/UN.html>